# 第3次沖縄県環境基本計画(素案)

(計画期間:令和5(2023)年度~令和14(2032)年度)



## 目 次

弗	」早	. 計画の基本的事垻	I
1	. 言	計画策定の背景	1
2	. 言	計画の性格・役割	5
3	· 🗎	計画の目標	6
	3-1	沖縄県が目指す環境像	6
	3-2	基本目標	7
4		十画の期間	
5	. 📑	十画対象地域	13
6		! ! ! ! !	
7		十画の構成	
-	-	環境に関する現況と課題	
1		会的状况	
		人口	
	1-2	産業	17
	1-3	土地利用	20
		社会資本整備	
	1-5	新型コロナウイルス感染症拡大による社会的影響	22
2	自然	然環境の保全・再生及び安全・安心な生活環境の実現に関する現況と課題	23
	2-1	自然環境の保全・再生に関する現況と課題	23
	2-	·1-1 陸域環境	28
	2-	1-2 沿岸・海域環境	40
	2-	1-3 緑・水辺・景観	45
	2-	1-4 歴史・文化環境	48
	2-	1-5 自然環境保全と調和するツーリズム	50
		·1-6 赤土等流出	
		1-7 自然環境の再生	
		安全・安心な生活環境の実現に関する現況と課題	
		·2-1 大気環境	
		2-2 水環境	
		7.3.3.2.2.2-3 化学物質	73
		- 2-4 騒音・振動・低周波音・悪臭	
		2-5 十壌環境・地下水環境	
3		_よ型資源循環社会の構築に関する現況と課題	
0		廃棄物の適正処理・再生利用	
		海岸漂着物	
1		球環境保全への貢献に関する現況と課題	
4		地球温暖化と気候変動	
		脱炭素社会の実現に向けた取組	
		カリーンエネルギーの導入状況	
		クリーンエネルヤーの導入状況	
		次週分野にわける仏灰系化	
		毎年ノノヘケック こみ问題	
_		- その他の地球環境問題 竟と調和する持続的な経済社会の構築に関する現況と課題	
Э			
	9.1	環境産業の発展状況	LU4

6	3 環境保全活動への参加及び環境教育による継承に関する現況と課題	113
	6-1 多様な主体の参加状況	
	6-2 環境教育等の現況と課題	
7	7 島しょ間を結ぶ環境に関わるネットワークづくりの現況と課題	
•	7-1 SDGs ネットワーク	
	7 1 SDGs イットワーク	
0		
8	3 科学的知見の充実及び科学技術の最大限活用に関する現況と課題	
	8-1 デジタル技術の活用状況	
	8-2 環境技術の開発・活用	
9	) 基地環境問題の現況と課題	
	9-1 米軍基地における水質問題	
	9-2 米軍基地及び返還跡地における土壌汚染問題	129
	9-3 返還跡地の円滑な利用のための環境調査	130
	9-4 米軍基地における騒音問題	132
	9-5 米軍基地における放射能問題	
	9-6 米軍基地における自然環境への問題	
	9-7 米軍基地及び返還跡地における廃棄物問題	
第	3章 持続可能な循環共生社会づくりのための施策	137
1	. 県民の望む環境像	137
2	2. 施策の基本方針と体系	141
3	3. 「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」を目	指して.144
		d <del>and</del> de
	上位計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の実施ま 反映予定	十画を
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針	193
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針	193
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針	193 193
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 各主体の役割 1-1 行政機関 1-2 事業者	193 193 194
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針	193 193 194 194
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 各主体の役割 1-1 行政機関 1-2 事業者 1-3 県民 1-4 旅行者等県外市民	193 193 194 194 195
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針	193 193 194 194 195
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 各主体の役割 1-1 行政機関 1-2 事業者 1-3 県民 1-4 旅行者等県外市民	193 193 194 194 195
	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針	193 194 194 194 195 195
	反映予定  4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 . 各主体の役割 . 1-1 行政機関 . 1-2 事業者 . 1-3 県民 . 1-4 旅行者等県外市民 . 1-5 NPO 等民間団体 . 1-6 金融機関	193 194 194 194 195 195
1	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 各主体の役割 1-1 行政機関 1-2 事業者 1-3 県民 1-4 旅行者等県外市民 1-5 NPO 等民間団体 1-6 金融機関 1-7 大学等研究機関 1-8 米軍	193 194 194 195 195 196
1	反映予定 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 . 各主体の役割 . 1-1 行政機関 . 1-2 事業者 . 1-3 県民 . 1-4 旅行者等県外市民 . 1-5 NPO 等民間団体 . 1-6 金融機関 . 1-7 大学等研究機関 . 1-8 米軍 . 主体別配慮指針・取組の一例	193 194 194 195 195 196 196
1	反映予定  4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 . 各主体の役割 . 1-1 行政機関 . 1-2 事業者 . 1-3 県民 . 1-4 旅行者等県外市民 . 1-5 NPO 等民間団体 . 1-6 金融機関 . 1-7 大学等研究機関 . 1-7 大学等研究機関 . 1-8 米軍 . 2. 主体別配慮指針・取組の一例 . 2-1 行政機関	193 194 194 195 195 196 196 197
1	反映予定  4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 . 各主体の役割 . 1-1 行政機関 . 1-2 事業者 . 1-3 県民 . 1-4 旅行者等県外市民 . 1-5 NPO 等民間団体 . 1-6 金融機関 . 1-7 大学等研究機関 . 1-7 大学等研究機関 . 1-8 米軍 . 主体別配慮指針・取組の一例 . 2-1 行政機関 . 2-2 事業者	193 194 194 195 195 196 196 197 197
1	反映予定  4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針  . 各主体の役割  1-1 行政機関  1-2 事業者  1-3 県民  1-4 旅行者等県外市民  1-5 NPO 等民間団体  1-6 金融機関  1-7 大学等研究機関  1-7 大学等研究機関  1-8 米軍  2. 主体別配慮指針・取組の一例  2-1 行政機関  2-2 事業者  2-3 県民	193194194195195196196197200205
1	反映予定  4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針 . 各主体の役割 . 1-1 行政機関 . 1-2 事業者 . 1-3 県民 . 1-4 旅行者等県外市民 . 1-5 NPO 等民間団体 . 1-6 金融機関 . 1-7 大学等研究機関 . 1-7 大学等研究機関 . 1-8 米軍 . 主体別配慮指針・取組の一例 . 2-1 行政機関 . 2-2 事業者	193 194 194 195 195 195 196 197 197 200 205 206

 5-2 環境に配慮した事業者の育成・拡大
 106

 5-3 自然環境の経済的価値評価
 109

2-6 金融機関	210
2-7 大学等研究機関	211
2-8 米軍	212
3. 事業別配慮指針	214
3-1 県土利用にあたっての環境配慮指針	214
3-2 各種事業の実施における環境配慮指針	
3-2-1 共通事項	
3-2-2 個別事業	
4. 圏域別配慮指針	
4-1 沖縄島北部圏域	
4-2 沖縄島中部圏域	
4-3 沖縄島南部圏域	
4-4 宮古圏域	
4-5 八重山圏域	
第5章 計画の推進体制	
1. 計画の推進体制	
2. 県の役割(案)	
3. 計画の普及及び意識啓発	
4. 計画推進のための財政措置等	
5. 調査研究の推進・監視観測体制の充実	234
巻末資料	235
1. 前計画における施策評価結果/基本目標ごとの総合評価	
2. 前計画における施策評価結果/個別施策ごとの評価	
3. アンケート結果概要	
4. ヒアリング結果概要	
5. 沖縄県対策外来種リスト(令和3年3月版)	303
コラム	
グリーンインフラ	21
SDGs 未来都市	
沖縄県への軽石大量漂着・漂流	
ゼロカーボンシティー	
ハーマン・デイリーの 3 原則	106
サプライチェーン全体の脱炭素化に向けた取組	
ESG 投資	
国立沖縄自然史博物館	
地域循環共生圏	
PFOS・PFOA の問題	
- , , =	

## 1 第1章 計画の基本的事項

#### 1. 計画策定の背景

#### ■はじめに

本県では、様々な環境問題に適切に対処していくため、環境の保全及び創造に関する基本理念と県民、事業者、行政等の役割を明らかにした「沖縄県環境基本条例」を平成12年(2000年)に制定しました。本条例に基づき、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年(2003年)に「沖縄県環境基本計画」を策定し、平成25年(2013年)には「第2次沖縄県環境基本計画」を策定しました。

第2次沖縄県環境基本計画では、基本目標に「循環」「共生」「参加」「地球環境保全」「環境と経済」を掲げ、廃棄物・リサイクル対策の推進、生態系の保全・再生、自主的な環境保全活動の促進、地球温暖化対策の推進、環境に配慮した産業の創出・育成などに取り組んできました。その成果として、産業廃棄物排出量の減少や、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録(奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島)などが挙げられます。一方、サンゴの白化現象によるサンゴ礁の荒廃や海岸漂着物問題などは依然として課題になっています。

昨今の世界的な潮流として、「持続可能な開発目標(SDGs)」に向けた取組が推進されています。また、地球温暖化における「パリ協定」や、生物多様性における「COP15(生物多様性条約)」については、具体的な目標が掲げられています<sup>\*\*</sup>。さらに、海洋プラスチックごみが新たに世界的課題となっています。 \*\*COP15の記載は仮の内容

これらの現状を踏まえ、「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生 社会」の実現に向けて、新たな計画として「第3次沖縄県環境基本計画」を策定するこ ととしました。

なお、本計画は、本県の将来像を示す「沖縄21世紀ビジョン」及びその基本計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を環境面から推進していきます。

#### ■第2次沖縄県環境基本計画における施策の総合評価

第2次沖縄県環境基本計画では、79個(再掲含む)の成果指標\*(その他参考指標 28個(再掲含む))を設けました。施策評価は、この成果指標と施策の取組状況から総合的に評価しました。

目標を達成した成果指標は38個あり(その他参考指標は17個)、河川水質環境基準の達成率、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲、産業部門における二酸化炭素排出量などが達成されました。一方で、目標に達成していない成果指標については、今後、関係する施策の取組を強化していく必要があります。

\*\*各項目の具体的な評価結果については巻末に参考資料として示しました。

#### ■国内外の動き

#### 持続可能な社会の実現に向けた取組

平成 27 年(2015 年)の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs)を中心とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全加盟国により採択され、社会、経済及び環境に関する様々な課題を令和 12 年(2030 年)に向けて統合的に解決する強い

1 意思が共有されました。2030 アジェン 2 ダは、環境・経済・社会の三側面を不可 3 分として調和させる統合的取組を目指 しており、その中で、「誰一人取り残さ ない」を基本理念として、17 のゴール と 169 のターゲットで構成されていま す。

SUSTAINABLE GENALS

1 MED OCCUPANT GENALS

2 MED OCCUPANT GENALS

3 MEDITAL GENALS

4 MODULARE

4 MODULARE

5 MODULARE

5 MODULARE

5 MODULARE

6 MEDITAL

7 MODULARE

10 MODULARE

11 MARINALS

12 MODULARE

12 MODULARE

13 MARIAN

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

19 MEDITAL

10 MODULARE

11 MARINALS

12 MODULARE

13 MARIAN

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

19 MEDITAL

10 MODULARE

11 MARINALS

11 MARINALS

12 MODULARE

13 MARIAN

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

17 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

19 MODULARE

19 MODULARE

10 MODULARE

11 MARINALS

11 MARINALS

12 MODULARE

12 MODULARE

13 MARINALS

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

19 MODULARE

19 MODULARE

10 MODULARE

10 MODULARE

11 MARINALS

11 MARINALS

11 MARINALS

12 MODULARE

12 MODULARE

13 MARINALS

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

19 MODULARE

19 MODULARE

10 MODULARE

10 MODULARE

10 MODULARE

11 MARINALS

11 MARINALS

12 MODULARE

12 MODULARE

13 MARIAN

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

18 MODULARE

19 MODULARE

10 MODULARE

10 MODULARE

11 MARINALS

11 MARINALS

11 MARINALS

12 MODULARE

12 MODULARE

13 MODULARE

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

19 MODULARE

10 MODULARE

10 MODULARE

10 MODULARE

11 MARINALS

11 MARINALS

12 MODULARE

13 MODULARE

14 MODULARE

15 MODULARE

16 MODULARE

17 MODULARE

17 MODULARE

18 MODULARE

19 MODULARE

19 MODULARE

19 MODULARE

10 MODULARE

11 MODULARE

11 MODULARE

11 MODULARE

11 MODULARE

11 M

国内の動きとして、平成30年(2018

年) に閣議決定された国の第五次環境基本計画では、国の現状と課題認識に基づき、目指すべき持続可能な社会の姿と今後の環境政策の基本的方向性を示しています。また、持続可能な社会を実現するためには、SDGs やパリ協定といった国際社会の動向を踏まえた上で、環境・経済・社会を統合的に向上させる必要があるとしています。その具体化の鍵の1つが、同計画で提唱されている、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し、支えあう考え方である「地域循環共生圏」を創造することとしています。

本県では、平成 22 年(2010 年)に策定した基本構想「沖縄 2 1 世紀ビジョン」において、沖縄県が目指すべき将来像を掲げており、この将来像は SDGs の達成にも寄与しています。沖縄 2 1 世紀ビジョンで掲げた 5 つの将来像の実現及び固有課題の解決を図るため、令和 4 年(2022 年)に新・沖縄 2 1 世紀ビジョン基本計画を策定しました。また、同計画では、SDGs を取り入れ、県民一人一人をはじめとする社会全体での参画により、環境・経済・社会の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指しています。

#### 自然環境・生物多様性・生活環境について

COP15(生物多様性条約)\*では、令和 32 年(2050 年)までの長期目標「自然と共生する世界」に向けた各国の取組が発信されました。また、生物多様性に関する新たな世界目標「ポスト 2020 生物多様性枠組」が公表されています。この中で、令和 32 年(2050 年)までの長期目標への進捗度を評価するため、数多くの対応するマイルストーンが設定されています。また第五次環境基本計画では、自然の恵みを享受し、地域における健全な経済社会活動を続けるため、自然資本の持続可能な利用を推進しています。本県においては、本県を含む、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が、令和 3 年(2021 年)に世界自然遺産に登録されました。新・沖縄 2 1 世紀ビジョン基本計画においても、世界自然遺産登録地をはじめ、自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用を推進しています。

第五次環境基本計画の重点戦略の一つである「健康で心豊かな暮らしの実現」で、水環境の維持、大気環境の保全、化学物質の包括的管理など、安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全を推進しています。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、人の生活と環境の調和を図り、快適で安全・安心な生活空間を確保するため、水域・陸域・大気・土壌環境の保全・再生を推進しています。

\*\*COP15 の記載は仮の内容

#### 循環型社会について

第五次環境基本計画では、重点戦略を支える環境政策として、循環型社会形成推進 基本計画に掲げられた各種施策を実施するとしています。平成30年(2018年)に策定 された第四次循環型社会形成推進基本計画は、将来像として「誰もが、持続可能な形 で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活 と豊かな生態系が確保された世界」及び「環境、経済、社会的側面を統合的に向上」 を掲げています。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、人の生活に起因す る廃棄物の処理は地球環境に関する重大な課題であることから、廃棄物処理に対する 効果的な対策を進めるとともに、社会生活における資源循環を推進しています。

9 10 11

12

13 14

15 16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28 29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

1 2

3

4 5

6 7

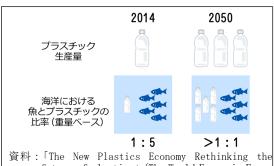
8

#### 地球環境について

平成 27 年(2015 年)に COP21(気候変動枠組条約)においてパリ協定が採択され、 世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持することや、今世紀後半に人為 的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることについて、条約全加盟国が参加 する国際枠組みが合意されました。これを受け、国内では、「2050年(令和32年)まで に、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュー トラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが令和2年(2020年)に宣言されました。 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、国が宣言した2050年カーボンニュー トラルに連動して、脱炭素島しょ社会の実現に向けた施策を推進しています。

他方、近年新たに地球規模で問題となっているのが、海洋プラスチックごみです。 このままでは、2050年には海洋プラスチックごみの総重量が魚の総重量を超えると予 測されています。こうした状況を受け、2050年までに追加的な汚染をゼロにすること

を目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」 が令和元年(2019年)にG20首脳間で共有され ました。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に おいても、海洋ごみ問題への対応として、海岸 漂着物及びマイクロプラスチックに関する調 査、脱プラスチック社会を推進しています。



future of plastics | (The World Economic Forum 2016)を基に作成

#### 環境と経済社会の調和について

SDGs のゴール 8「経済成長と雇用」のターゲットの 1 つに、「2030 年までに、世界 の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消 費と生産に関する 10 カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。」を 掲げています。第五次環境基本計画においても、重点戦略の一つ「持続可能な生産と 消費を実現するグリーンな経済システムの構築」で、企業戦略における環境ビジネス の拡大・環境配慮の主流化を掲げています。

多くの離島を有する本県の特性等から、環境に関する課題に対して、行政等の公的 機関による対応だけでは限界があり、企業や NPO 等の民間セクターによる対応の拡 大が求められています。このため、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、行政が主 体となって行っていた社会課題解決の取組のスタートアップなど、民間事業者の持つ 新たな視点・手法を活用してビジネス化する取組への支援や、民間事業者との協働を 通じてソーシャル・イノベーションの促進に取り組んでいます。

#### 多様な主体の参加・環境教育について

1 2

第五次環境基本計画では、重点戦略及びその展開を支える施策を実施する上で、各主体の積極的な参加を促し、パートナーシップを充実・強化していくことが必要不可欠であるとしています。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画でも、本県の豊かな自然環境を守り、劣化させることなく次世代に引き継ぐことは、県民の責務であるとし、多様な主体による環境保全等に向けた活動を推進しています。

環境教育については、ユネスコを主導機関として、「持続可能な開発のための教育(ESD)」が取り組まれています。ESDは、SDGsの17のゴール全ての実現に寄与するものであることが国連総会において確認されています。また第五次環境基本計画では、環境教育を、重点戦略を支える環境政策と位置付けています。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、ESDの考え方を踏まえ、持続可能な社会づくりを目指した「おきなわ環境教育プログラム集」の普及・活用等の取組を推進しています。



#### 地域間の連携について

SDGs のゴール 17「実施手段」のターゲットの 1 つに、「さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。」を掲げています。また第五次環境基本計画では、持続可能な社会を実現するためには、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」を創造することとしています。

本県の沖縄島北部や離島の多くでは既に人口減少が進行しており、地域の生活基盤にかかわる様々な活動への影響が懸念されています。離島・過疎地域は、島々や地域によって異なる自然環境や景観、個性と魅力に富んだ伝統文化等を有しており、次代に継承すべき国民的資産です。新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、離島・過疎地域の自然・景観・文化等を保全・継承し、地域の暮らしを守りつつ、それぞれの地域特性を活用した交流・関係人口の増大に向けた取組を推進しています。

#### 科学技術の発展・活用について

SDGs のゴール 9「インフラ、産業化、イノベーション」のターゲットの 1 つに、「2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。」を掲げています。第五次環境基本計画の重点戦略の一つ「持続可能性を支える技術の開発・普及」では、環境に関する課題の解決にも資するような環境技術の開発・普及を行うことが重要であるとしています。そして、急速に発達した AI、IoT等の ICT も活用しつつ、革新的技術の開発をいち早く進め、培われた技術・システムを社会実装することで Society 5.0 の実現を目指しています。

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、AI、IoT、ビッグデータ等の先端技術を活用し、施策相互の相乗効果を高めつつ、諸問題の統合的な解決を課題としています。

### 2. 計画の性格・役割

本計画の内容は、本県の基本構想である沖縄21世紀ビジョン及び総合的な基本計画である新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を環境の面から推進する計画としての役割を持っています。

このため、本県の環境保全を目的とする計画は、本計画に沿って策定し、展開・推進されなければなりません。また、他の計画においても、環境に関する事項については、環境保全を目的とする計画と同様、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画との調和を保つものとします。

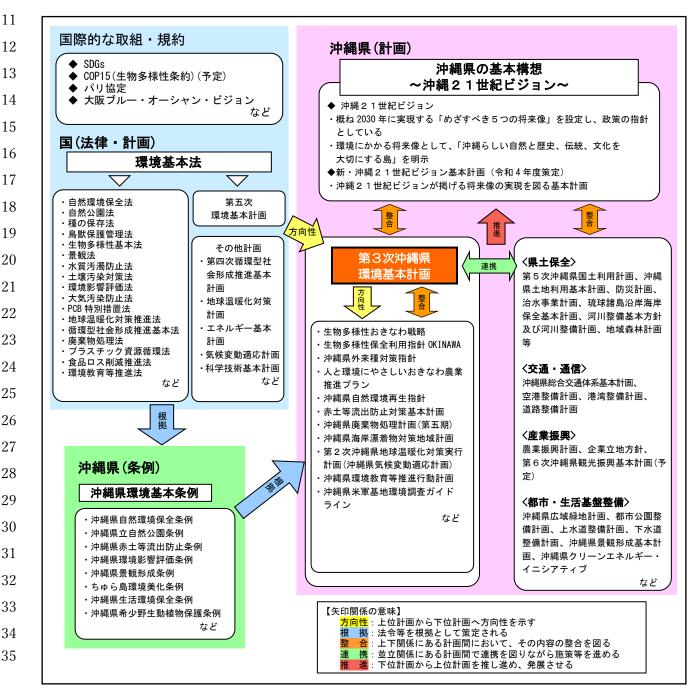
8

10

1

5

#### ■第3次沖縄県環境基本計画と各種計画との関係



### 1 3. 計画の目標

#### 2 3-1 沖縄県が目指す環境像

3 本計画は、「沖縄県環境基本条例」第8条の規定に基づく計画であり、その目的は以下の 4 とおりです。

- ■沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることによる、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進。
- ■各主体のパートナーシップのもと、沖縄県が目指す環境像「沖縄の豊かな自然の恵みを 継承する、持続可能な循環共生社会」の実現を目標とし、具体的な各種の環境の保全及 び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進。

この環境像には、沖縄21世紀ビジョン及び新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、国の 第五次環境基本計画、沖縄県環境基本条例、第2次沖縄県環境基本計画が掲げる将来像や 基本理念等を次のとおり反映しており、これまでの計画の環境像を継続しつつ、新たな考 え方も導入しています。

#### 沖縄県が目指す環境像

沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、 持続可能な循環共生社会



#### 沖縄県環境基本条例の基本理念

- ・恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承
- ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- ・人と自然が共生し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の実現

#### 沖縄 21 世紀ビジョンの環境にかかる将来像

沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を 大切にする島

## 国の第五次環境基本計画の 目指すべき社会の姿

持続可能な循環共生型の社会の実現

#### 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の計画目標

沖縄 21 世紀ビジョンの将来像の実現のため SDGs を取り入れる

#### 第2次沖縄県環境基本計画の 沖縄県が目指す環境像

豊かな自然環境に恵まれた安全・安心で やすらぎと潤いのある沖縄県

6

5

6

7

#### 1 3-2 基本目標

7

8

9 10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

- 2 沖縄県が目指す環境像を実現するためには、SDGs をはじめとする国際的な取り決めや 3 国の第五次環境基本計画、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄県環境基本条例、
- 4 第2次沖縄県環境基本計画で掲げられている環境に関する課題等に取り組む必要がありま
- 5 す。そのため、各課題に対応した7つの基本目標を掲げます。7つの基本目標の対応関係
- 6 等については次のとおりです。

#### 沖縄県が目指す環境像

沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、 持続可能な循環共生社会

沖縄県が目指す環境像の実現

#### 基本目標

#### 自然共生

自然環境の保全・再生及び安 全・安心な生活環境の実現

#### 資源循環

島しょ型資源循環社会の構築

#### 地球環境保全

地球環境保全への貢献

#### 環境と経済

環境と調和する持続的な経済 社会の構築

#### 環境の継承

環境保全活動への参加及び環 境教育による継承

#### 国際的な取り決め

SDGs ゴール 14・15 等、 COP15(生物多 様性条約)

SDGs ゴール 12 等

SDGs ゴール 7・13等、 パリ協定、 大阪ブルー・ オーシャン・ビ ジョン

SDGs ゴール 8 等

SDGs ゴール 4 等 ESD

### 第五次環境基本計画等

「自然との共生を軸 とした持続可能な利 用」「良好な生活環境 の保全の推進」

「持続可能な資源利 用」「環境への負荷を 環境容量内に抑制」

「2050 年カーボン ニュートラル」「マイク ロプラスチックを含む 海洋ごみ対策の推進」

「企業戦略における 環境ビジネスの拡大」 「環境配慮の主流化」

「各主体の積極的な 参加の促進」

#### 新・沖縄21世紀 ビジョン基本計画

「自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用」「安全・安心な生活空間の確保」

「廃棄物処理に対する 効果的な対策」「資源循 環の推進」

「脱炭素島しょ社会の実現に向けたエネルギー施策の推進」「持続可能な海洋共生社会の構築」

「ビジネスによる社会 課題解決を図るソー シャル・イノベーショ ンの促進」

「「おきなわ環境教育 プログラム集」の普及・ 活用等の取組推進」

他の基本目標の下支え

### 基本目標

#### 島しょ間連携強化

島しょ間を結ぶ環境に関わる ネットワークづくり

#### 科学技術活用

科学的知見の充実及び科学技 術の最大限活用

#### 国際的な取り決め

SDGs ゴール 17 等

SDGs ゴール 9 等

#### 第五次環境基本計画等

「地域循環共生圏の 創出」

「持続可能性を支え る技術の開発・普及」

## 新・沖縄21世紀 ビジョン基本計画

「離島・過疎地域の自然・景観等を保全・継承するため、交流・関係人口増大に向けた取組」

「科学技術イノベーションの創出と次世代 を担う持続可能な産業 の振興」 

### ■自然共生:自然環境の保全・再生及び安全・安心な生活環境の実現

本県の自然環境は、世界自然遺産登録地に指定された沖縄島北部、西表島を中心に、「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である」と国際自然保護連合(IUCN)から評価されているように、希少かつ多様な生物で構成されています。これまでの取組の成果として、外来種対策による希少生物の個体数回復などが挙げられます。一方で、赤土等流出対策による自然環境の基盤保全を実施してきましたが、効果はあったものの目標には達成できていない課題もあります。また、世界自然遺産登録されたことで、観光地の環境に配慮した持続可能な利用が課題として挙げられます。

生活環境については、モニタリングと対策を実施し、概ね環境基準を満たしていました。一方で、米軍基地周辺で、PFOS・PFOAが高い濃度で検出されるなど、新たな環境問題が生じています。

基本方針として、自然環境の保全・再生及び環境に配慮した持続可能な利用について取り組みます。また、生活環境保全のため、モニタリングや対策等を継続的に取り組みます。

#### 関連する主な SDGs ゴール

















### ■資源循環:島しよ型資源循環社会の構築

本県は、島しょ圏であり、廃棄物については、県境を越えた処理が困難であるため、 3R を積極的に推進する必要があります。

これまでも本県は 3R を推進してきました。その結果、産業廃棄物量及び最終処分率は減少傾向にあります。一方で、一般廃棄物量や不法投棄件数は増加傾向にあります。また、海岸漂着物が離島を中心に過疎地域に多いため、それらの地域では、回収に係る人手の確保が困難であることや、島内の廃棄物処理施設では十分な処理ができないなど、大きな負担となっているため、その対策が求められています。

基本方針として、継続的に廃棄物の 3R や海岸漂着物対策等を推進し、島しょ圏における資源循環社会の構築に向けて取り組みます。

#### 関連する主な SDGs ゴール













### ■地球環境保全:地球環境保全への貢献

地球温暖化・気候変動に関する現況としては、本県の年平均気温は最近 100 年間で約 1.24℃上昇しており、真夏日の年平均日数は増加傾向にあります。その原因と考えられる温室効果ガスの二酸化炭素濃度は増加し続けています。これまでの取組としては、低炭素エネルギーの導入拡大などの成果がある一方で、運輸部門温室効果ガス排出量が増加しているなどの課題もあります。

海洋プラスチックごみについては、海岸漂着物対策の実施に加えて、マイクロプラスチック\*のモニタリングや生物への影響調査も実施しています。

基本方針として、脱炭素社会を見据えた社会の低炭素化に取り組み、地球温暖化・気候変動対策に貢献します。また、海洋プラスチックごみ対策(海岸漂着物対策)に取り組むとともに、マイクロプラスチックに関する調査を継続します。

※海岸に漂着したプラスチックごみが壊れて、細かい破片になったもの。これらを生物が摂取することで、その生物さらには生態系への影響が懸念されています。

#### 関連する主な SDGs ゴール













1 2

#### ■環境と経済:環境と調和する持続的な経済社会の構築

国内の環境産業の市場規模は、年々拡大しています。本県においても、事業者へのアンケート結果で、リサイクル商品の開発など、環境をよくする活動を事業としている事業者や、工場での排出ガス及び排水の適正管理などの環境に配慮しながら事業活動を行う事業者が少なからず存在していました。一方で、多くの事業者は、環境保全活動が困難な理由として、費用や手間がかかることを挙げています。

基本方針として、環境産業の拡大促進や環境に配慮した事業者の育成・拡大等を 引き続き推進することで、環境と調和する経済社会の構築に向けて取り組みます。

#### 関連する主な SDGs ゴール

















## ■環境の継承:環境保全活動への参加及び環境教育による継承

豊かな自然環境を継承するためには、環境保全活動及び環境教育を通じて、環境に関する知識や考え方を継承していく必要があります。これまでの取組としては、環境フェアなどを通じて、多様な主体の参加を推進してきました。その結果、環境フェアの参加人数は増加傾向にあります。一方で、県民及び事業者へのアンケート結果では、環境保全活動状況は、やや減少傾向にありました。

環境教育については、県民へのアンケート結果では、行政に望む対応について、「環境教育の充実」が高い割合を占めました。これまでの取組としては、持続可能な社会の構築を目指した教育・学習プログラム「おきなわ環境教育プログラム集」を策定し、環境教育の充実を図っています。

基本方針として、多様な主体の環境保全活動への参加促進や環境教育を推進し、環境に関する知識や考え方の継承に向けて取り組みます。

#### 関連する主な SDGs ゴール



1 2

3

4

5

6

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

2122

23

24















15 kogatata

### ■島しょ間連携強化:島しょ間を結ぶ環境に関わるネットワークづくり

本県は多くの離島を有するため、環境や交通など特有の社会的課題を抱えています。 これらの社会課題を解決するには、行政等の公的機関による対応だけでは限界がある ため、県民、事業者、NPO、研究機関、行政がネットワークを構築し、各主体の情報 交換や相互交流の場の創出に取り組む必要があります。

これまでの取組として、「おきなわ SDGs パートナー」への登録を推進し、多様なステークホルダーとのネットワークを拡大しています。また、海岸漂着物対策のネットワークとして、沖縄島及び各離島の行政機関及び各種法人、ボランティア団体等で構成されている沖縄クリーンコーストネットワーク(OCCN)が展開されています。

基本方針として、様々な環境に関する課題の多様なステークホルダーのネットワークづくりやその強化に向けて取り組みます。

#### 関連する主な SDGs ゴール

























## 1

## 2 3

## 4 5

6

## 7

## 8

## 9



















## 10

## 12

## 13

## 14



16

17

18

20 21

23

25

26

27

30

32 33

35

11

19

22

24

28 29

31

34

## ■科学技術活用:科学的知見の充実及び科学技術の最大限活用

IT 技術が発展し、ネットワーク化などデジタル技術の利活用が進む中、これらの環 境課題解決への応用が注目されています。また、様々な環境課題を解決する科学技術 の開発とその普及が求められています。

本県では、大学等で、デジタル技術の環境保全への導入に関する技術開発や、環境技 術の研究・開発が進められてきています。

基本方針として、大学等や公的研究機関との研究ネットワークの充実・強化を図る ことで、共同研究を推進します。また、大学等、企業、公的機関などとの産学官が連携 し、研究成果の環境課題解決への応用に向けて取り組みます。

### 関連する主な SDGs ゴール













### SDGs17のゴール一覧

ゴール1:あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

ゴール2: 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

ゴール3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ゴール4: すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

**ゴール**5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

ゴール 6: すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ゴール7: すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保 する

ゴール8:包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいの

ある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する ゴール9:強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベー ションの推進を図る

ゴール 10: 各国内及び各国間の不平等を是正する

ゴール 11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ゴール 12:持続可能な生産消費形態を確保する

ゴール 13: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

ゴール 14:持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ゴール 15: 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への 対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

ゴール 16: 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス を提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

ゴール 17: 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### 4. 計画の期間

1 2

3

4

5

6

8

計画の期間は、

### 令和5年度(2023年度)~令和14年度(2032年度)の10年間

とし、沖縄県環境基本条例に沿って、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画やその他関連計画を、環境面から推進する計画とします。

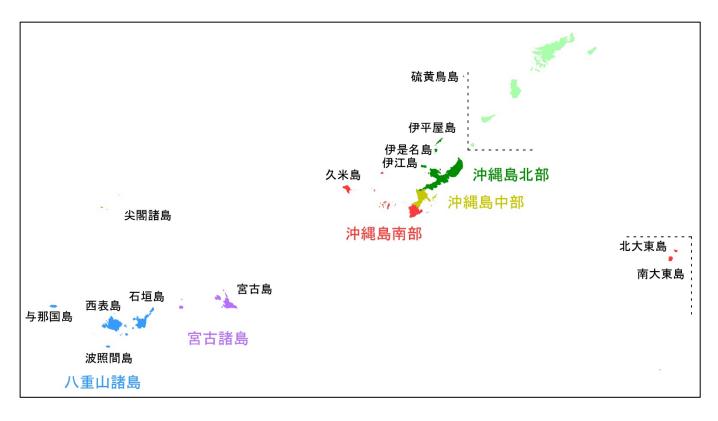
なお、「新・沖縄21世紀ビジョン実施計画」の見直しや本県の環境及び社会経済の状況 等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

1# +0	-1	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	
構怨 	• 計画	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	
沖 縄 21	ビジョン基本計画新・沖縄21世紀				·」が想定 ジョン」				  Eに相当    けた基ス	本計画			
沖縄11世紀ビジョン	計画実施計画	計画	ī期間:3	年		可期間:3	年		計画期間	]:4年			
	画	「新・氵 	中縄21	世紀ビジ	ョン基本	<計画」(	の着実な	推進のた	めに策定	される記	+画		
第	施												
3 次	施策の展開						施策の原	展開					
 沖 編   県	開												
第3次沖縄県環境基本計画	 見 直 l.										••••	•••	
画	โ	<u>[</u>				世紀ビジョ え、必要( 				の環境及で う。 	が社会経済 	の状況	

#### 5. 計画対象地域

本計画の対象地域は、沿岸海域を含む沖縄県全域とします。

2 3



### 6. 県民と環境との関わり

「環境」とは、私たち人間や生物を取り巻いている、人間や生物と相互作用を及ぼし合う外界のことを示す包括的な概念です。地域環境として沖縄県との関わりからみた場合、地質や地形、及びそれらを基盤として生息・生育する野生動植物から成り立つ「自然環境」、日常の生活に直接結びつく、大気環境、水環境、土壌、騒音等の「生活環境」、史跡、伝統的な集落やまち並み等の「文化環境」があります。私たち人類の生存の基盤となる「地球環境」は、これらが相互に絡み合った複雑な系をなし、様々なバランスのもとに成り立っています。

人類の経済活動は自然環境に大きく依存しており、生産や消費のために自然界から化石燃料や水の採掘・抽出、森林の伐採による開発をしています。さらに、世界各地で発生している数多くの環境問題は、その影響が国境を越え、例えば地球温暖化などの空間的、時間的な広がりを有する今日の地球環境問題にまで発展しています。自然環境はある程度負荷を受けても復元する力を持っていますが、ある一定の限度を超えた場合、自然環境破壊等の環境問題が発生します。本県は島しょ圏であるため、環境容量が小さく、環境負荷の増大に対し脆弱であるということから、私たち県民にとっても深刻な問題として認識する必要があります。

「持続可能」とは、自然環境を破壊せず、環境容量の範囲で発展することです。SDGs を掲げた 2030 アジェンダでは、社会・経済・環境を不可分のものとして調和させる統合的取組を目指しており、沖縄 2 1 世紀ビジョンで掲げた県民が望む将来像とも重なります。こ

- 1 れまでの県内における環境問題・課題に対処するため実施してきた各種施策展開により、
- 2 一定の効果を上げることができましたが、本県の自然環境は依然として、各種開発等によ
- 3 る影響、外来生物等による生態系の攪乱、赤土等流出や白化現象によるサンゴ礁の荒廃な
- 4 ど、様々な問題・課題を抱えています。これらの問題・課題の解決を図っていくためには、
- 5 私たち一人一人が環境に対する意識を高め、日常生活でできることを実践するとともに、
- 6 県民やNPO等民間団体、事業者、行政などの多様な主体が連携・協働しながら、沖縄県が
- 7 目指す環境像「沖縄の豊かな自然の恵みを継承する、持続可能な循環共生社会」の実現に
- 8 向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

### 7. 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

